

学校教育推進室だより

東大阪市教育局学校教育課 学校教育推進室 令和6年11月5日
〒577-8521 東大阪市長本北一丁目1番1号 TEL06-4309-3268

学校教育基本目標

すべての子どもに生きる喜びとあすをつくる力を

重点目標

総合的視点に立つ教育の推進

人権尊重に徹した教育の実践

「探究と対話」をもとに学び続ける教職員へ

信頼に応える学校園づくり

学校園・家庭・地域の協働

～通級による指導[通級指導教室]について～

「通級による指導」では、一人一人の状況に応じた特別の指導（自立活動）を行います。通常の学級に在籍する児童生徒の、特性や障害等による困難を改善・克服することを目的としています。



令和6年度、東大阪市の通級指導教室設置校（学級）数について

小学校・義務教育学校前期課程 35校（45学級）
中学校・義務教育学校後期課程 14校（14学級） に設置されています。

東大阪市の通級による指導を受ける児童生徒数について（令和6年10月31日現在）

小学校・義務教育学校前期課程 約800名
中学校・義務教育学校後期課程 約230名

◎通級指導教室には、このような子どもたちが通っています。

例えば

- 集団の中で一緒に活動することが苦手
- 落ち着きがなく、学習に集中しにくい
- 友だちとのコミュニケーションをうまくとりにくい
- 特定の学習が苦手
- こだわりが強く、気持ちの切り替えが難しい
- 話すときにつかえたり、同じ音やことばをくり返したりする

◎通級指導教室ではどんな指導が行われるの？

対象となる児童生徒の状態や伸ばしたい力に合わせた効果的な指導について、通級指導教室担当教員を中心に、担任や特別支援教育コーディネーター、保護者等で連携し検討します。一人一人の状況に応じた特別の指導（自立活動）は、個別指導だけでなくグループでも指導が行われます。



自立活動として、言語指導、「聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する」際の自分に適した学習方法の習得、ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルのトレーニング、視覚認知、感覚統合の指導などに取り組みます。

◎特別支援学級と通級による指導の違い

	特別支援学級	通級による指導[通級指導教室]
概要	障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。	通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。
在籍	特別支援学級	通常の学級



[参考]文部科学省ホームページ：

- ・「特別支援教育の現状」 [【リンク】](#)
- ・「障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A（改訂第3版）」（文部科学省 編著）より抜粋 [【リンク】](#)



第29回 東大阪市中学生英語プレゼンテーション大会

9月14日(土)、東大阪市立日新高等学校にて、第29回東大阪市中学生英語プレゼンテーション大会が行われました。第27回まで実施されてきた東大阪市中学生英語暗唱大会の目的とその成果を継承し、『自分が本当に伝えたいことを英語で表現する』発表の場として、昨年度からプレゼンテーション大会に移行実施しています。

【目的】

- ◎英語に対する学習意欲を高める。
- ◎英語で自分の考えや気持ちを伝える機会を通して、コミュニケーション能力を高める。

【テーマ】 Change



発表資料をもとに、テーマについて3分間のプレゼンテーションを行いました。



各中学校の代表1名が参加し、学校生活や自分の好きなこと、アイデンティティ、平和、環境問題などの多様な話題について、プレゼンテーションを披露しました。トピックに対する自分の考えを、自分の経験と関連付けながら、理由と根拠を持って生き生きと表現していました。

また、英語の発音、強弱、音のつながりを意識しながらも、ジェスチャーやアイコンタクト等、英語以外の表現も大変豊かで、聞き手の心を大きく揺さぶる発表でした。スピーチを終えた後には、日新高校のAETより、発表内容に関する質問がありましたが、即興の質問にも、自分の考えを理由や具体例などとともに答える様子も見られ、会場を大いに沸かせました。

今後も、『英語で自分の気持ちや考えを伝え合う活動』を充実させる取組みを通して、英語を使って主体的にコミュニケーションを図る態度を育成していきます。

11月「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」

令和6年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」標語

「189 (いちはやく) 気づいてあげて そのサイン」



こども家庭庁では、毎年11月を「秋のこどもまんなか月間」と定め、その一つとして「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しており、東大阪市においても、「子ども虐待防止月間」としています。

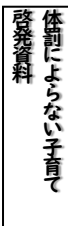
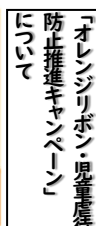
児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、こどもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど深刻な状況が続いており、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

児童虐待は子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。子どもたちを守るためにはより早く虐待に気づき、支援に繋いでいくことが重要です。

「児童虐待かも…」と思ったら「189」へ連絡をお願いします。連絡した人が特定されないように秘密は守られ、たとえ虐待の事実がなかったとしても、責任は問われることはありません。皆さまの連絡が、大切な子どもの命を救うだけでなく、子育てに苦しんでいる保護者が支援を受けるきっかけにもなります。地域全体で虐待から子どもたちを守っていきましょう!

「ヤングケアラー」についてご存じですか？

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年6月)において、支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。また子ども・若者育成支援推進法において、ヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されています。



(市) 子ども見守り相談センター：06-4309-3197 (市) 子育て相談ダイヤル：0800-300-7920 (24時間無料)
 (府) 東大阪子ども家庭センター：06-6721-1966 (全国) 児童相談所共通ダイヤル『189 (いちはやく)』